

「平成16年度中小企業支援計画」策定される

地域の経済・雇用を支える新たな総合的支援を実施

- 中小企業庁 -

中小企業庁は、このほど「平成16年度中小企業支援計画」を策定し、公表した。都道府県知事等は、中小企業支援法に基づき、国が定めた同計画を踏まえ、都道府県知事等が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、これを経済産業大臣に届け出ることとされている。同計画の中で、国は、平成16年度において、中小企業を巡る環境が未だ厳しい状況を踏まえ、(1)新事業展開への挑戦支援、(2)再生支援、(3)中小企業金融の機能強化を柱に、地域の経済・雇用を支える中小企業に対する新たな総合的支援を実施する、としている。なお、計画の詳細については、中小企業庁HP (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) に掲載されている。——同計画の16年度の基本方針は、次のとおり。

1. 総論

我が国経済は、全体として設備投資と輸出に支えられ着実に回復しているものの、地域の経済と雇用を支える中小企業を巡る環境は未だ厳しいのが実情である。このような環境の下、国は、平成16年度において、①新事業展開への挑戦支援、②再生支援、③中小企業金融の機能強化を柱に、地域の経済・雇用を支える中小企業に対する新たな総合的支援を実施する。

特に、新事業展開への挑戦支援として、

創業・経営革新の取組支援については、具体的な成果を輩出するため、中小企業経営革新支援法による承認企業及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法における認定企業をはじめとした、創業・経営革新に取り組む創業者や中小企業への積極的な支援や、承認企業等に対するきめ細やかなフォローアップも重要となっている。

2. 国の事業

これまで国は、都道府県及び政令で定

める市（以下「都道府県等」という。）及び中小企業総合事業団と連携し、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センター及び中小企業総合事業団の中小企業・ベンチャー総合支援センター（以下「3種類の中小企業支援センター」という。）からなる中小企業支援体制の整備を進め、中小企業の直面する様々な経営課題に対するワンストップサービスの提供に努めてきた。3種類の中小企業支援センターの利用者数は、制度を開始した平成12年度からの4年間で着実に増加し、各地域においても創業・経営革新支援等の成功事例を多く輩出しているところである。

平成16年度においては国は、「国から地方へ」の考えの下、国と地方の役割分担を見直す、いわゆる三位一体の改革の一環として、中小企業政策において、全国的視点として必要となる施策及び全国一律に最低限必要となる施策への重点化を図ることとして事業の見直しを行い、地方自治体向け国庫補助金の廃止・縮減を図っている。

この見直しの中で、国が実施すべき重点施策として位置づけられる、創業・経営革新の着実な推進を図るためには、3種類の中小企業支援センターを中心に、商工会、商工会議所その他の中小企業支援機関との一層の有機的な連携・協力の

下、ワンストップサービスの提供強化に努めることが重要である。

また、中小企業支援施策を中小企業診断士や経営指導員を通じて普及させることも重要であり、中小企業施策に精通した中小企業診断士をはじめとする支援人材間や支援人材と関係機関とのネットワークの強化を図ることが必要である。さらに、中小企業再生支援の促進、3種類の中小企業支援センターの利用者数増加、リレーションシップバンキングの機能強化等を背景として中小企業診断士の需要が高まっていること等から、中小企業診断士の活躍の場を拡げるための環境整備や、経営指導員に対する全国統一演習研修の実施などを行うことにより、優秀な中小企業支援人材の輩出に努める。

3. 都道府県等の事業

都道府県等は、本来、中小企業政策において各地域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定、実施する責務を有しているところであるが、三位一体の改革の推進を契機として国の施策との整合性を確保しつつ、今後一層、地域の諸条件に合致した事業への重点化や独自の財源確保を図ること等により、都道府県等の中小企業施策の充実を図っていくことが必要である。また、都道府県等が、中小企業支援事業の実施に関する計

画を作成するにあたって、地域経済及び地域産業の実情に応じた特色ある計画となるよう努めることが重要である。

また、都道府県等が、中小企業支援事業の実施に関する計画を作成するにあたっては、過去の計画に基づき都道府県等中小企業支援センター等が実施した事業等について、事後評価を実施し、事業の効率性、効果等を把握した上で、事業の見直しを行い、この結果を自らが定める中小企業支援計画にも反映させることが望まれる。

なお、国と都道府県等が適切な役割分担の下で中小企業政策を推進していくためには、支援機関間の連携を図っていくことが重要である。こうした観点から都道府県等中小企業支援センターが、多様な経営課題を抱える中小企業等に対し、効果的かつ効果的な支援を実施するためには、中小企業総合事業団に設置された中小企業・ベンチャー総合支援センターや地域中小企業支援センター及び商工会、商工会議所等との密接な連携及び中小企業施策や経営の全般に高度な知見を有する中小企業診断士の積極的な登用を図っていくことが重要である。

4．独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

国の中小企業施策の総合実施機関であ

る中小企業総合事業団は、平成16年7月に地域振興整備公団の一部、産業基盤整備基金の機能を統合し「独立行政法人中小企業基盤整備機構」(以下、平成16年4月から6月までの期間も含め「機構」という。)となることが予定されている。

機構の活動には、経済産業大臣が定めた中期目標により、これまで以上に、幅広い支援ツールを有する中小企業施策の中核実施機関としての役割が期待されるとともに、事業に対する自立性と結果責任が求められ、自ら定める中期計画による明確な目標管理と成果評価による中小企業支援事業の効果的かつ効率的な実施が求められている。機構は、独立行政法人化後、地方組織を各地域ブロックの拠点となる都市に設置するなど利用者との接点を重点強化し、国や地方自治体と連携しつつ、経営資源の調達を支援する民間機関等の活動を促進させるとともに、自らも、個々の事業者が行う経営資源調達の円滑化支援、施策情報の総合的な提供等を行う等中小企業に対する支援機能を一層充実強化することとしている。

中小企業を支援するための様々な施策は、内容が多岐にわたり、複雑化しているため、総合的・統一的な施策情報窓口の必要性が高い。これに加え、多様な中小企業が抱える様々な経営課題を解決するためのワンストップサービスによる相

談拠点の重要性も高まっているおり、機構の発足を契機として、こうした課題に対して、機構の機能を拡充していくことが求められる。

このため、機構の中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいては、ブロック内の都道府県等中小企業支援センター等中小企業支援体制の結節点としてこれらの機関との連携を今後、より一層密にするとともに、「なんでも相談ホットライン」の運営等により、ワンストップ相談センター機能の充実を図る。

また、他の中小企業支援センターでは対応できない高度な経営課題への支援を中心に専門家派遣等を引き続き実施しつつ、「がんばれ！中小企業ファンド」の資金面の支援と連携した経営面のハンズオン支援、経済産業局等と連携しさらに、産業クラスター計画への協力など政策的重点分野への支援を強化する。

中小企業が直面する新たな課題に対応し、金融、再生、創業・経営革新等の分野を中心に展開される中小企業行政がより成果を上げ、中小企業が現下の経営課題を克服していくためには、中小企業及び行政・中小企業支援機関の両面において人的資質の向上が重要な課題である。このため、機構の中小企業大学校は、人材育成の中核機関として一層重要性を増しており、機構発足を契機としてその機

能の充実強化を図っていくことが必要である。

このため、中小企業大学校については、中小企業を取り巻く環境変化に即応した人材育成機関として必要な機能を果たせるよう抜本的な見直しを行い、中小企業、地方自治体及び中小企業支援機関にとってさらに役立つ研修機関となることが求められている。その際、研修内容について、中小企業支援施策との連携を深めるとともに、研修方法についても中小企業者のニーズに基づき、研修期間の短縮化や校外型研修の拡大、Web活用型研修の導入などにより、利便性の向上を図っていくことが重要である。

こうした、研修内容、研修方法の改善を踏まえて、中小企業大学校においては、平成16年度においても引き続き、中小企業者に対する、経営判断能力の向上など経営の基盤となる人材育成のための研修や新たな経営上の課題に円滑に対応するための研修を実施するとともに、中小企業支援機関職員等に対し、重要な政策課題への対応を可能とする高度かつ専門的な支援能力を養成するための研修を実施する。

